

令和7年6月16日

CCUS事業者登録をされた方へ

一般社団法人 山口県建設業協会
会 長 中 村 高 志

建設キャリアアップシステム（CCUS）現場運用支援会の開催について

「建設キャリアアップシステム（略称CCUS：シーキャス）」は、技能者の保有する資格や就業履歴を技能者に配付するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積する仕組みであり、このシステムの活用により、技能者が技能や経験にふさわしい評価や処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保するという目的があります。

今回の現場運用支援会では、（一財）建設業振興基金の担当者より実際のCCUS利用画面を用いての注意点の説明やCCUSの活かし方等を説明します。

なお、山口県では、令和6年12月に建設キャリアアップシステム活用工事実施要領を改正しました。その計測実施要領説明等も行いますので、是非御参加ください。

記

- 1 開催日時・場所 ※時間は全て13:00～16:00です。
 - ① 7月 7日（月）岩国土木建築事務所（岩国総合庁舎1階共用第8会議室）
 - ② 7月 8日（火）柳井土木建築事務所（柳井総合庁舎2階第1会議室）
 - ③ 7月15日（火）萩土木建築事務所（萩総合庁舎1階第1会議室）
 - ④ 7月16日（水）下関土木建築事務所（下関総合庁舎別館3階第4会議室）
- 2 対象者
CCUS事業者及び技能者登録済の企業（当日はID必要）
- 3 内 容（予定）
 - （前半）山口県土木建築部担当者による説明（20分程度）
「令和6年12月改正の建設キャリアアップシステム活用工事実施要領について」
 - （後半）（一財）建設業振興基金担当者による現場での適正な運用に向けての説明及び現場運用支援（150分程度）
 - ① CCUSの概要（基本フロー・最新情報・能力評価制度・適正な現場運用、カードリーダー設定のポイント等）【45分】
 - ② CCUS事業者及び技能者登録済の企業を対象にした現場登録、施工体制登録方法等CCUS操作シミュレーション【60分】
 - ③ 山口県CCUS活用工事実施要領に基づく計測実施要領説明【45分】

※1 本支援会で設定したパソコンを今後活用して頂くために自社ノートパソコンを持参願います。

※2 現場登録に必要な事業者ID及び技能者ID、パスワードが必要ですので、持参願います。

【必ず事業者ID・PWで一度はログインしておいてください】

※3 Wi-Fi等ネット接続は県土木所有ルーターを使用します。
- 4 申込方法（※満席となった場合は会員企業を優先します。）
「協会HP＝ <http://yamaken.or.jp/asp/asp.html> 」に講習会申込フォームを設置していますので、こちらからお申込みください。

5 システムの実務サポートについて

下記のメールアドレスに

- ・会社名
- ・工事名
- ・工期
- ・1回目の計測日 2回目の計測日 3回目の計測日

の情報を記載して問合せをお願いします。

※添付のPPTに情報を記載してメールしていただくと助かります。

サポート申込：一般財団法人 建設業振興基金

Mail : ccus01@kensetsu-kikin.or.jp



* ポジティブコントラクター・サポート制度

一般財団法人
建設業振興基金

- ・全国に存在する、CCUSに前向きに取り組む企業(ポジティブコントラクター)を徹底的にサポートし、公共発注者によるモデル工事へのエントリーをお手伝いしています。
- ・なかなか実践環境を見る機会が少ない公共発注者との相互理解を計りながら、モデル工事見学会等を通じて当該エリアの同業他社や専門工事企業への普及展開を図っています。

★適用条件：



- ・直庸技能者だけでなく、下請企業を含めて技能者のレベルアップ・処遇改善のために汗を掛けること
- ・既にモデル工事を受注した、もしくは、これから適正な現場運用を学び、モデル工事を受注していきたい
- ・同業者や下請、発注者等を集めて見学会を開催できること(開催時期は応相談)
- ・加点目的だけでモデル工事に取り組まないこと



★運用手順：

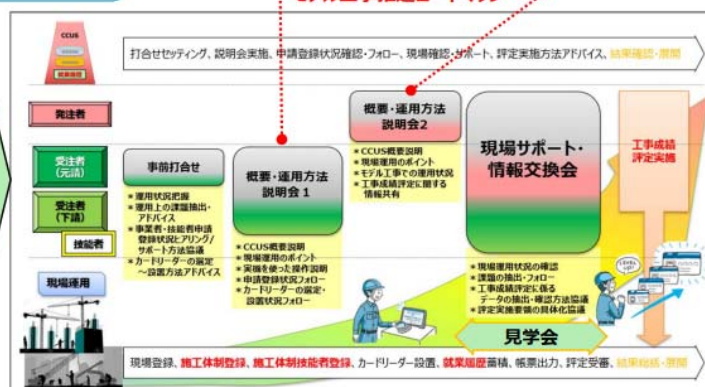
サポート申込：
ccus01@kensetsu-kikin.or.jp

事前打合せ(Web)

- ・右記**モデル工事推進ロードマップ**に従い、基金のサポートを受けながら、発注者とともにモデル工事を進めていきます。
- ・必要に応じて、下請の事業者・技能者登録会も開催します

★留意事項：

- ・事前打合せは無料ですが、説明会1以降は以下の費用はご負担ください
- ・講師の旅費(交通費・宿泊費)
- ・説明会・見学会に掛かる費用(施設利用料、テキスト印刷代、電力通信費等)



〇〇建設株式会社

▲●■歩道整備外工事 2024/11/01~2026/03/15



2025/04/24 : ●●土木事務所を訪問して、初回協議。

- ・計測日の決定。
- ・ダミー計測日を初回計測日に読み替え（出水期間に入るため）を協議して協議簿に記載した。